

(別紙)

令和7年度事業計画

はじめに

我が国の少子化に伴う労働人口の減少から、高年齢者の雇用維持による労働人口の確保を行うためには、社会の活力を維持し、持続可能な社会を実現し、働く意欲のある高齢者がその経験と能力を生かして、元気に活躍できる地域社会づくりが求められています。シルバー人材センターは、地域の日常生活に密着した就業機会を会員へ提供することで、高齢者の社会参加を促進し、生きがいの充実、健康の維持増進、ひいては、地域社会の活性化、医療や介護費用の削減などに貢献しています。しかしながら、事業主に対する65歳までの雇用確保の義務化に加え、国の企業に対する70歳までの継続雇用を事業主の努力義務により、現役世代のシルバー人材センターへの入会年齢が年々高くなり、会員登録期間の短縮や作業の安全性に課題が生じています。

このような中で会員数の持続的な拡大に向けて取り組むことが、今後のセンター事業を取り巻く環境の変化等を見据え、引き続き会員拡大を核に据えて、女性会員の更なる拡大、退会抑制、80歳を超えても活躍できる就業環境の整備などを重点に取り組み、また会員の高年齢化や傷害賠償事故の発生状況を踏まえ、安全就業の徹底に向けた取組を強化するとともに、健康の確保等について適切な対応を図らなければなりません。さらに、デジタル化を推進することにより、業務の効率化等や会員のデジタル技術に関する知識への向上に取り組むことが求められています。

そこで、令和7年度は「会員数の持続的な拡大」「安全就業の徹底」「就業環境の整備」「デジタル化の推進」の4つを基本方針として取り組み、センター事業の活性化を図り事業の拡大を展開してまいります。

I シルバー人材センター事業実施計画

1 就業開拓・提供事業

(1) 一般受託事業

ア センター事業をさらに発展させるには、共に活動する仲間を増やす必要があります。

センターの魅力を効果的に発信し持続的な会員の拡大を目指します。また、広報紙及びホームページによりシルバー事業の普及啓発に取り組みます。

イ 会員の就業中又は就業途上中における事故防止の徹底を図り、事故発生状況の原因を追究に努め、安全委員会を中心とした安全就業の強化に努めます。また研修・講習会へ積極的に参加し安全就業の知識の習得を図り、安全パトロール等を行い、安全意識の向上に努めます。

ウ 既存の発注者に直接訪問して現状を聞き取り業務内容等の拡大の可能性を探るととも

に、企業訪問を積極的に行い受注の拡大を図ります。また就業希望者が多い事業では、就業定員数を増やして、より多くの就業希望者が仕事に就けるように取り組みます。

エ スマホ講習会などを通じ会員がデジタル機器に慣れ親しむ機会を作り、ITを活用した事務の効率化を図れるよう、会員のITスキル向上を目指します。

(2) シルバー派遣事業

シルバー派遣事業のさらなる充実を図るため、各事業所にPR活動を実施し、高齢者の就業機会の確保に努めます。

(3) 有料の職業紹介事業

高年齢者の就業に適した臨時的かつ短期的又は軽易な業務に係る雇用については、希望する会員に対し、随時紹介等の相談をいたします。

(4) 事業所等への訪問活動

会員の新たな就業の場を確保するため、定期的に事業所へ訪問し、センターのPR活動を行い就業機会の確保に努めます。

(5) 就業情報提供

地域のイベントや普及啓発活動などを通じて、センターの就業状況を詳しく説明をするとともに、市報・ホームページを活用し就業情報提供を行い、新規の会員や就業機会の獲得に努めます。

2 調査研究事業

(1) 発注者を対象に、センターや作業者の対応などを調査し、地域の方が気軽に利用しやすいセンターを目指し、さらには口コミによる会員の就業機会の確保に努めます。

(2) 役職員研修

連合会や近隣センターの主催する研修等へ積極的に参加をし、事業の活性化に繋がるよう努めます。

3 相談事業

(1) 入会説明

会員の入会促進を図るため、センターについて詳しく丁寧な説明を行い、入会しやすい環境作りに徹します。

(2) 個別相談

会員、又は市内在住の高年齢者に対し、事務所や地域イベントにて就業に関する相談等を随時行い、高年齢者の就業機会の確保に積極的に取り組みます。

4 研修・講習事業

(1) 技能講習

会員が就業に必要な技能・知識を習得するために講習会・研修会等を実施し、会員の能力

向上を図り、あらゆる発注者のニーズに答えられるように努めます。

(2) 講習事業

県連合会・近隣のセンターで行う講習会に積極的に参加し、最新の知識を習得するとともに、新規会員の入会促進に努めます。

5 普及啓発事業

(1) 市報・チラシ配布によるPR活動

市報にセンターのPR記事を掲載し、会員の入会促進を図る。また普及啓発月間ではチラシなどを多くの市民の方に配布し、センターをPRすることにより新規会員獲得に努めます。

(2) イベント等の啓発活動

理事会が中心となり市民夏祭りやイベント等に積極的に参加し、センターのPRや普及啓発運動の強化を図ることにより新たな会員の入会促進を図ります。

(3) 会員による口コミ活動の推進

総会時等に会員の口コミによる新規会員の勧誘活動を要請し、会員数の増加による組織の拡充・強化を図ります。

(4) ボランティア活動

公共施設等の美化運動の実施にともない、多くの市民にセンターの魅力をPRし、どなたでも入会しやすいセンターを目指します。

6 安全適正就業推進事業

(1) 安全就業対策

安全委員会が中心となり事故を未然に防ぐ取り組みに努め、安全に関する研修会にも積極的に参加して各会員へ情報の共有をし、会員1人1人の安全意識の向上を図ります。

(2) 事故防止対策事業

ア 会員各自が自ら安全就業のあり方について真剣に取り組むよう、安全就業に関する情報を各職群班長を通じて周知し、各会員の安全意識向上に努めます。

イ 安全委員が中心となり、各就業場所へのパトロールを強化し安全対策の強化を図ります。

(3) 安全に関する講習

ア 草刈作業希望の会員に対し、安全講習会を開催し、事故を未然に防ぐ事故防止教育の徹底を図ります。

イ 県連合主催による安全就業大会へ参加をし、今後の安全対策に活用いたします。

II 法人管理事業

1 理事会・総会の開催

(1) 理事会の開催

定期的に理事会を開催し、また必要に応じ臨時理事会を開催するなど、業務執行に関する決議の会議を開催します。

(2) 定時総会の開催

6月に開催し、前年度の事業報告、決算報告等を決議します。また、必要に応じ定款に定められた事項を決議します。

2 専門委員会の開催

センターの事業運営を効率的にするため、専門委員会を随時開催します。